

付 議 第 3 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、高知地方裁判所平成 23 年（行ウ）第 14 号損害賠償請求事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

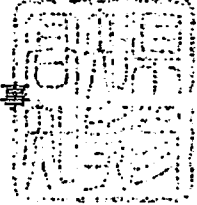
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

23高法務第147号
平成23年 8月17日

高知県教育委員会委員長 様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号	高知地方裁判所 平成23年（行ウ）第14号
事件名	損害賠償請求事件
原告	██████████
被告	高知県知事

參考資料

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の決議を求めようとするものである。

記

1 事件名

高知地方裁判所 平成23年(行ウ)第14号

損害賠償請求事件

2 訴えの提起年月日

平成23年8月5日

3 当事者

原告 (個人名)

被告 高知県知事 尾崎正直

4 訴えの内容

高知県教育委員会は、故意又は重大な過失により、個人情報等を含むUSBメモリ等を紛失し、関係者への謝罪文の郵送に係る経費、夜間の問合せ等業務に要した時間外手当、紛失したUSBメモリの取得価格、合計778,186円の損害を高知県に与えた。

よって、知事が支出負担行為及び支出命令の権限を有する職員並びにその権限を直接補佐する職員に対し、損害賠償請求することを求める。

1 主旨

- (1) 請求人から、「奨学金に関する個人情報の入ったUSBメモリ等の紛失については、職員の重大な過失によるものであり、紛失による諸費用は高知県に損害を与えたことになるので、その金額を担当者が高知県に弁償すべきである」として、住民監査請求が提出された。
- (2) これに対し、監査委員は、「リスク管理に甘さがあったと認められるが、故意又は重大な過失はなく、また違法又は不当な公金の支出でもない」。したがって、「担当職員に賠償責任はなく、請求人の主張はいずれも理由がない」として本件を棄却した。
- (3) その後、請求人から、「高知県教育委員会は、故意又は重大な過失により、個人情報等を含むUSBメモリ等を紛失し、関係者への謝罪文の郵送に係る経費、夜間の問合せ等業務に要した時間外手当、紛失したUSBメモリの取得価格、合計778,286円の損害を高知県に与えた」として、知事を被告とする住民訴訟が提起された。
- (4) 今回の付議する内容は、教育長に訴訟事務を補助執行させることについて、知事から協議があったので、これに同意することの議決をお願いするもの。

2 住民監査請求・住民訴訟等の時系列

- | | |
|------------|---------------------------|
| 平成23年5月16日 | 奨学金に関する個人情報の入ったUSBメモリ等を紛失 |
| 平成23年5月27日 | 住民監査請求提出 |
| 平成23年7月25日 | 住民監査請求棄却 |
| 平成23年8月5日 | 住民訴訟提起 |
| 平成23年9月9日 | 補助執行について教育委員会に付議 |